

令和7年度 小竹町学童保育所夏休み短期入所について

学童保育所への短期入所の受付を下記のとおり行っています。

入所を希望する人は、申請書類を提出してください。

1 保育所名及び保育場所

保育所名	保育場所	対象校区
小竹学童保育所A	小竹町大字勝野3519番地3 (小竹みらい小学校敷地内)	旧 南小学校区
小竹学童保育所B	小竹町大字勝野3540番地 (小竹みらい小学校舎内)	旧 北・西小学校区

※土曜日は『学童保育所A』一か所での合同保育です。

2 入所できる児童

令和7年度に小竹みらい小学校に在学している1年生から6年生の児童であって、その保護者が労働等（保護者の疾病、介護、看護中である場合等を含む。）により昼間家庭にいない児童。

※受入可能な人員を超えることが見込まれる場合、ご希望する学童への入所ができないことがあります。

3 入所期間

夏休み期間（令和7年7月19日(土)から8月30日(土)）及びその前後。

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び8月13日から8月15日まではお休みです。

※自然災害（台風や大雨等）や感染症予防対策等でお休みする場合があります。

4 利用時間

夏休み期間は、午前7時30分から午後7時までです。ただし、小学校の登校日については、放課後から午後7時までです。

※午前7時30分以前及び午後7時以降のお預かりはできません。

5 費用負担

利用日数により異なります。

利用期間	保育料 (1人目)	保育料 (2人目以降)
16日未満	2,000円	1,000円
16日以上32日未満	4,000円	2,000円
32日以上46日未満	6,000円	3,000円

※利用日数は登所した日数ではなく、利用開始から終了までの日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び8月13日から8月15日までを含めた全期間の日数です。

※上記金額に傷害保険料の800円と、おやつ代、保護者会費が別途かかります。
おやつ代及び保護者会費については、各学童保育所の保護者会へお尋ねください。

6 入所の手続き及び提出書類

入所の手続きについては、次の書類を提出してください。

- ① 学童保育所入所申請書兼児童台帳
- ② 就労証明書
- ③ 承諾書

※提出書類は、社会福祉協議会及び各学童保育所、役場健康こども課に準備しています。

7 受付

令和7年7月11日（金）まで

※役場健康こども課のみ毎週木曜日19時まで受付可

8 提出先及び問い合わせ先

小竹町社会福祉協議会	電話 0949-62-2028
小竹町役場健康こども課 子育て支援係	電話 0949-62-1219
学童保育所A	電話 0949-62-8242
学童保育所B	電話 080-9424-6779